

## 第29回

食料・農業・農村政策審議会

農林水産省大臣官房政策課

## 第29回食料・農業・農村政策審議会

日時：平成27年3月24日（火）16：02～17：15

会場：農林水産省 講堂

### 議 事 次 第

1. 開 会
2. 新たな食料・農業・農村基本計画について
3. 閉 会

## 【配付資料一覧】

議事次第

配付資料一覧（本紙）

食料・農業・農村政策審議会委員名簿

食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

[新たな食料・農業・農村基本計画関係資料]

資料1－1 新たな食料・農業・農村基本計画について

資料1－2 食料・農業・農村基本計画（案）

[食料・農業・農村基本計画に係る目標・展望等関係資料]

資料2 食料自給率目標と食料自給力指標について（案）

資料3 農地の見通しと確保（案）

資料4 農業構造の展望（案）

資料5－1 農業経営等の展望について（案）

資料5－2 農業経営モデル及び地域戦略の例示（案）

参考資料 「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂2014」に掲げられた農業分野の成果目標（KPI）について

[農林水産研究基本計画関係資料]

資料6－1 新たな農林水産研究基本計画（案）について

資料6－2 農林水産研究基本計画（案）

[魅力ある農山漁村づくりに向けて関係資料]

資料7－1 魅力ある農山漁村づくりに向けて（報告書）（案）

資料7－2 報告書概要（案）

資料7－3 現場から学ぶポイント

[品目別基本方針等関係資料]

資料8 畜産・酪農、米粉・飼料用米、果樹、花き、鳥獣被害防止の基本方針

(案) の概要

[参考資料]

参考資料 新たな食料・農業・農村基本計画の審議経過

○政策課長 定刻でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わりませずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、伊藤委員、小泉委員、武内委員、藤井千佐子委員、松永委員及び藻谷委員が所用によりご欠席となっております。また、横田委員が所用により、遅れてのご出席と伺っております。現時点での出席委員数は14名でございます。食料・農業・農村政策審議会令の規定による定足数7人を満たしておることをご報告いたします。

なお、本日の審議会は公開されております。

それでは、この後の司会は、生源寺会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○生源寺会長 生源寺でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の会議でありますけれども、17時30分の予定で、議題は新たな食料・農業・農村基本計画についてであります。よろしくお願ひいたします。

本日は、中川農林水産大臣政務官にご出席いただいておりますので、まず最初に、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

中川政務官、よろしくお願ひいたします。

○中川政務官 大臣政務官の中川郁子でございます。一言、開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中ご参集をいただきましたこと、心からお礼を申し上げさせていただきたいと存じます。

昨年1月、本審議会に対し、食料・農業・農村基本計画の見直しについて、林農水産大臣から諮問を行い、検討をお願いしたところでございます。以降、企画部会におきまして精力的にご議論をいただきまして、本日の審議会では、先日の企画部会です承していただきました基本計画案についてご審議を頂戴いたします。

食料・農業・農村基本計画は、今後の農政の基本方向を定めるものでございます。生産、流通、消費の実態や、人口減少やグローバル化など、大きな構造変化などを踏まえた農政推進の指針として策定いたしたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

させていただきます、挨拶と代えさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

○生源寺会長 どうもありがとうございました。なお、ここで中川政務官は公務のため、退席されるということでございます。ありがとうございました。

(政務官退席)

○生源寺会長 それでは、議事に移る前に、配付資料の確認等について事務局からお願いいたします。

○政策課長 恐れ入りますが、カメラの方はここで一旦退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○政策課長 配付資料の確認をさせていただきます。お手元に配付してございます配付資料の一覧をご覧くださいと思います。

議事次第、配付資料の一覧、食料・農業・農村政策審議会委員名簿、それから食料・農業・農村政策審議会企画部会の委員名簿がございます。それから、資料ナンバー1といたしまして、資料の1-1と1-2、資料の2、資料の3、資料の4、資料の5が5-1と5-2、それから参考資料がございます。続きまして、資料の6-1と6-2、資料の7-1と7-2、7-3がございます。その次が、資料の8でございます。最後に、参考資料ということで、新たな食料・農業・農村基本計画の審議経過がございます。以上でございます。

このほか、委員の皆様方には参考資料をとじた2分冊のファイルを机の上に置かせていただいております。ご確認いただきまして、不足している資料がございましたら、審議の途中でも結構ですので、お近くの事務局員までお声がけをお願いいたします。

また、議事録は会議の終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で、農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○生源寺会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題でありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、新たな食料・農業・農村基本計画についてでございます。

昨年、1月28日に開催されました食料・農業・農村政策審議会で、林大臣から諮問のありました食料・農業・農村基本計画の変更に関しましては、これまで企画部会において大変精力的なご議論を頂戴し、このたび企画部会としての結論が取りまとめられました。

それでは、これまでの審議経過等について、まず中嶋企画部会長からご報告をお願いいたします。

○中嶋企画部会長 企画部会長の中嶋でございます。

それでは、企画部会における食料・農業・農村基本計画に関する審議の経過についてご報告いたします。

昨年1月28日の企画部会において基本計画変更の諮問を受けましてから、合計17回にわたって企画部会で議論を重ねてまいりました。その経過につきましては、お配りいただいている資料の一番最後にある参考資料でございます。

このうち、昨年前半は基本法の条文ごとに現行計画のみならず、基本法制定以来の展開を含めて評価をしっかりと行うこととし、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村の振興の3つの柱について幅広く検証作業を進めてまいりました。

また、7月末には、農地集積、飼料用米、六次産業化をテーマに栃木県と群馬県において現地視察、地元農業者や自治体関係者との意見交換を行ったところでございます。

その後、昨年9月以降は、施策の検証結果を踏まえて、施策の具体的方向性、食料自給率目標や食料自給力の取り扱い、将来の農業経営の展望等について議論してまいりました。

これらの議論をもとに、昨年14回目に当たる企画部会では、新たな基本計画の構成の考え方についてご議論いただきました。また、本年1月には、全国10カ所において意見交換会を開催し、地域の農業者、消費者、実需者、自治体関係者のご意見を伺いました。

その後、1月28日の15回目の企画部会において、食料自給率及び食料自給力等の目標、展望について、2月13日の16回目の企画部会において、基本計画の骨子、その次の3月17日には基本計画原案について議論を行いました。この3月17日の企画部会におきまして、委員の発言を踏まえて一部修正の上で、この時に提出された基本計画原案のとおり定めることが適当であるとの結論に達したところでございます。

以上が経緯となります。

基本計画案の内容そのものにつきましては後ほど事務局より説明していただきますが、1年余りの議論を顧みて、若干の所感を述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、人口減少、超高齢社会における課題を意識しながら審議を進めたことの重要性であります。人口減少が本格化すると、解決すべき多くの課題が次々と現れます。本基本計画は、将来の課題に向けた対策に着手という意味合いもあると考えております。

2点目ですが、これまでの施策を現行基本法発足時までさかのぼって、施策間の構造も含めて体系的に検証したことは非常に有用な作業でございました。農林水産業の地域の活力創造プランでは、農業及び農業政策の改革の道筋が示されており、そこで示された目標を実現するために、企画部会であらゆる角度から検討いたしました。議論の前半で過去の施策を詳細かつ包括的レビューを踏まえてバランスのとれた論点の整理をし、国民経済、地域社会の向上に結びつくような施策の検討に取り組んでまいりました。

3点目ですが、食料の安定供給について総合的な検討が行えたことを高く評価したいと思います。食料自給率、食料自給力、そして不測の事態におけるリスクの分析、評価、対策について様々な議論をすることができました。その結果、実現可能な自給率目標を設定し、向上させるための着実な行動を進めることについては合意いただいたと思っております。その実現へ向けて、消費者、生産者、食品事業者、それに地方自治体など、あらゆる関係者による協働の取組を進めていただくためには、現在の我が国の食料供給の現状と潜在能力とを正しく理解し、冷静かつ科学的な議論をする必要がございます。食料自給力指標は、そのための貴重な素材になると期待しております。これらの国民的議論を進めていただくため、関係各位におかれましては、丁寧な説明、対応に努めていただきたいと思います。

4点目ですが、施策の安定の重要性を指摘させていただきます。例えば、若い方々が農業を始めるかどうかは、将来のキャリアが明確に見通せるかどうかによって左右されます。担い手、そして新規参入者を増やすためにも、六次産業化等を進めるためにも、この基本計画期間における施策の安定性を改めてお願いする次第です。

最後になりましたけれども、17回に及ぶ企画部会、10回にわたる地方意見交換会におきましては、企画部会の委員の皆様のご協力によりまして大変有意義な議論を行うことができました。この場で改めて御礼申し上げたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、審議の経過と若干の所感を述べさせていただきました。

○生源寺会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、基本計画の案について、事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 それでは、資料の1-1をご覧くださいと思います。

資料の1-1、新たな食料・農業・農村基本計画についてでございます。左の下の四角でございます。これまで3回にわたりまして、食料・農業・農村基本計画が定められてまいりました。左側に矢印がございまして、評価と課題とありますとおり、ただいま中嶋部

会長からもお話しいただきましたが、昨年前半、現行計画及び過去にさかのぼった施策の検証をしていただいたところでございます。

横の矢印でございますが、食料・農業・農村をめぐる情勢ということで、高齢化や人口減少、グローバル化の進展、社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化、農業・農村の構造変化、一方で多様な可能性ということで、新たな市場なりロボット技術、一番最後には、4年前大震災があって、復旧・復興に努めているということでございます。

上に目を転じていただきまして、施策推進の基本的な視点でございます。産業政策と地域政策とを車の両輪として推進ということでございますが、冒頭、これも先ほど部会長からいただいたとおりでございますが、施策の安定性の確保、国民的議論の深化、需要や消費者視点に立脚した施策の展開、担い手が活躍できる環境の整備、持続可能な農業・農村、技術革新、所得の向上と農村のにぎわいの創出といった点を視点といたして計画の策定となっております。

右側であります。上の段でございますのが、いわゆる目標、展望ものでございまして、食料自給率の目標、今回は初めて食料の潜在生産能力ということで、食料自給率の指標を公表いたしましたところでございます。

さらに、右側です。基本計画と併せて策定ということで、農地の見通し、農業構造の展望、いわゆる経営展望、それから研究基本計画、魅力ある農山漁村づくりに向けてのビジョンということで策定の方向でございます。

その下、講ずべき施策というところでは、基本法の枠組みに沿いまして、食料、右に転じていただいて、農業、下に転じていただいて、農村ということで、食料・農業・農村のそれぞれの柱ごとに施策を記述してございます。そのほかは、大震災からの復旧・復興、団体の再編整備でございます。

続きまして、資料の1-2の冊子をご覧ください。前回の企画部会での原案からの変更点を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

ページめくっていただきまして、冒頭、まえがきがございまして、2ページでございます。

2ページの上のほうですが、「このため」のところでございます。農業・農村に対する国民的理解の重要性についてメッセージとなるようにということで、下から3行目のところでございますけれども、「同時に、広く国民が農業・農村の価値を認め、それぞれの役割に応じて適切に行動し、国民共有の財産として次世代に引き継いでいくことが重要であ

る。」という記述を加えてございます。

ページを飛ばしていただきまして、25ページをご覧いただければと思います。

食料自給力の章でございまして、25ページの真ん中辺、④でございまして。ここでは、我が国の食料安全保障に関する国民的議論を深めて、その上で国においてということですが、④といたしまして、地方公共団体への働きかけについての記述を追加しておるところでございます。

続きまして、33ページをご覧いただければと思います。

(3)の生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓というところで、33ページの真ん中辺、イのところでございます。上から7行目ぐらいのところでございますが、「農産物先物市場について、市場環境を整備する」ということで、骨子案をベースにしたシンプルな記述としてございます。

40ページをご覧いただければと思います。

(1)で、担い手の育成・確保のところでございます。①のイのところ、法人化等の加速化のところでございますが、法人化を推進する主体について、大規模経営に限定する必要はないということで、この1行目のところですが、「大規模な家族農業経営や集落営農等を中心に」という記述としてございます。

さらに、47ページをご覧いただければと思います。

47ページ右側の③、④のところでございます。ここは需要構造の変化に対応した生産供給体制の改革という(6)の一部でございますけれども、③の実需者ニーズ等に対応した園芸作物のところに、④ということで、需要拡大が見込まれる有機農産物や薬用作物の生産拡大ということで、項目として③と分けて整理をしておるところでございます。

続きまして、50ページをご覧いただければと思います。

50ページの③、環境政策の推進の中の一部でございますけれども、③で農業の自然循環機能の維持増進のところでございます。分散していた記述を整理いたしまして、上の3行ですが、「家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を様々な地域で推進することにより、農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図る。」という記述としてございます。

最後、57ページをご覧いただければと思います。

5番の、団体の再編整備等に関する施策の中のイでございます。一番下の辺りでありますけれども、選任制への変更について、シンプルな書きぶりとしたところがございます。

「このため」のところの記述としてございます。

以上でございます。

○生源寺会長 どうもありがとうございました。

ただいま企画部会長及び事務局から審議経過、それから基本計画の案についてのご説明がありました。食料・農業・農村基本計画の案について、これからこの当審議会として答申をすると、こういうことになるわけでございますけれども、まず企画部会委員以外の審議会の委員の皆様、それから、前回、企画部会にご都合で欠席された委員がおられますので、この方々からもしご発言があればお受けしたいと思います。

ご発言がある方はどうぞ、挙手をお願いいたします。

それでは、渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 渡邊でございます。

企画部会で丁寧にご審議いただいて、バランスのとれた案を作っていたいただきたいと思います。部会の方初め事務局関係の方に敬意を表したいと、まず思います。

私は、このご説明いただいた原案に対して、現時点で特段の異論、異存はございませんが、発言の機会を得ましたので、少し私の理解、間違っているところがあるかもしれませんが、申し述べたいと思います。

2点申し上げたいと思います。1つは、この基本計画は、施策の基本的な方針と食料自給力の目標、戦略的、総合的、計画的な施策、真ん中の目標のところを除けばきちんとポリシーと具体的なプランを書くということだと思います。それで、構成でいうと3番目が具体的なところですが、その農村のところをさっと拝見すると、具体的な施策というより、ポリシーの色がまだ強いように全体としての印象があることを申し上げたいと思います。

ただし、書くべきことと、今書ける、記述できる項目、内容に問題があるとは思えませんが、こういうことを踏まえて具体的に計画期間中に現在動き出している様々な施策を進めながら、さらに具体的に進めていくべきだということを改めて認識したという理解を申し上げたいと思います。

その中で、具体的記述が10ページにありますが、産業政策と地域政策を車の両輪として進展するところがあります。この姿勢、私はとても大事だと思ひまして、これを踏まえて、この地域政策としての今申し上げたような農村振興の具体的な施策をさらに強く進めるべきではないかと考えます。

原案では、農村は農業の展開する場、それを支える場ということと、農業の多面的機能

を發揮する場ということとして位置付けられていて、これは間違いではありませんし、大事なポイントですが、これまでの歴史や経緯を踏まえると、農業がベースであるのですが、農業を超えて、歴史・文化の基本的な要素といいますか、基盤としての農村の位置付け、こういうことも配慮した農村政策に展開していく、更に強化していくべきだと考えました。

農業の産業政策のほうは、これも様々なプランが出てきていると思いますが、具体的に現場ではいろいろな応用や適用が必要だし、簡単ではないと思いますが、農村の施策のほうはさらに地域性もあるし、非常に難しいと思うのです。そういう中で具体的な農村のイメージを個別の人の動き、あるいは人の関係性も踏まえたような農村のビジョンをこれから作り上げていくというのを、このうまくまとめられた案に沿って更に強化していかないといけないという理解を持ったところです。

以上が全般的な、感想的な理解です。

もう一つは、食料自給力です。これは、今回、これが食料供給であるとか、食料自給のポテンシャルの理解や議論を進めるものとして示されたことは、私は、マスコミにも取り上げられていましたし、非常に評価されるべきポイントだと理解しております。

さらに、この内容だとか算定法については多分改善の余地もあって、これからさらに検討されていくと思うのですが、一つ気になったことは、食料自給力という言葉の問題です。括弧書きで「食料の潜在的生産力」という表現になっていたと思うのですけれども、自給ということと生産能力というのは、基本的には視点は私は異なると思います。

例えば、ちょっと極端ですが、今回この案の中でも出ています食料の輸出を展開していくといった時に、そこの部分の食料生産と国内自給のところを仕分けしながら供給能力を考えないといけない局面もあると思うのです。そんなことは言っていられなくて、全て国の必要な、国民の必要なエネルギーを供給するという視点が今回の検討だと思いますが、様々な丁寧な取り扱いがこれから必要になってくると思います。

その時に、食料自給力イコール食料の潜在生産能力というのがいいのかという問題です。極端な例を考えて申し上げたところではありますが、そこら辺の食料自給力の用語については、企画部会どのような議論がされたのかというのが関心があるところでございます。

以上、少し感想のようになりましたが、私の理解と、これを踏まえて具体的にどういうことを進めるべきかについて申し上げます。

以上です。

○生源寺会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 先週の企画部会に欠席だったものですから、その時にメモを出させていただきました。

全体を含めまして、私は今回の計画、2つの点で本当に素晴らしい努力が結実されているというふうに思っております。

1つは、このフィールドは大変革期なわけですがけれども、この変革期に当たって構造的にしっかりと計画をくみ上げようという努力が非常にされていて、それが結実されているというふうに思います。

それから、2つ目に、生産供給サイドと、それから消費需要サイド、供給と需要の両サイドからのバランスのよい視点からいろいろな問題を整理する、それから答えを出していくと、この姿勢がかなり貫かれている、従来以上に需要のことをしっかりと視野に入れながら組み立てられた計画だと、この2点でもって大変関係者の努力が大きく結実したプランだと思います。

その上で、先週欠席した企画部会に、私なりに残された論点として2つメモを提出いたしました。1つは、食料の廃棄ロスについてどういう配慮がされているだろうかということと、それからもう一つは、飼料用米についての疑問でありました。

前者については、先ほどもご説明をいただきまして、一連の数字の中に既にここまでのいろいろな傾向値が入れられた上でこの計画が組み上がっているということですので、その廃棄ロスを減らしていく努力、そしてそれがこの数量全体にも反映しているということを理解いたしました。

それから、2点目の飼料用米についてですがけれども、先ほど計画全体について素晴らしいと申し上げた生産供給サイドと需要マーケットサイド、これのバランスがこの飼料米についてされているかということ、私はまだ少し疑問が残っております。やはり田んぼ維持をしなければならない、あるいは自給率を確保するためにある程度の飼料米が必要だと、こういうサイドからかなりこの検討がなされていると思います。片方で、例えば比較となるトウモロコシなりそれ以外の飼料用成分は、価格が極めて変動するマーケットであります。為替の問題もあります。そういう大変動するマーケットについて、これからどういう動きになるだろうかという疑問はやはり私は残ります。

したがって、しかも現時点では飼料米の経済性、あるいはもちろん技術的にこれからい

ろんな改善がされる、あるいは評価についてもきちんとさらにデータが積み重なる、その今途上にあるのだらうと思います。片一方で、これからこの穀物市場というのは激動するわけで、その両方をにらみながら、節目節目でもってこのプロジェクトについてきっちりといつもレビューをしながら計画の修正なり、あるいは今のままでいいとか、そういう判断を是非していただきたいというふうに思います。

以上であります。

○生源寺会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、横田委員、どうぞ。

○横田委員 横田です。

本日のこの基本計画、私も農業者の一人として、また天職と思って、またこの席に、基本計画の場にこの席を置かせていただきましたこと、大変感謝申し上げます。また、すばらしい基本計画ができたんじゃないかと、決まりつつあるものに対して、地元に戻った時に、農業者として担い手のことも含め、いろんな面で、立場立場でこの農業を発展できるような形にやっていきたいという思いでこの席に座らせていただきました。ありがとうございます。

○生源寺会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

前回、ご出席の企画部会委員の方でも、もしご発言があればお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、事務局から何かございますか。特にありませんか。

○事務次官 ちょっと私から。

○生源寺会長 では、事務次官、お願いいたします。

○事務次官 今、お三方からお話をいただきまして、また先ほどの企画部会長からの経過報告等も伺った中で、いよいよ策定の最終段階ということではあるわけでございますが、思ったところをちょっと述べさせていただきたいと思っております。

私どもとしては、今回の基本計画の策定に当たって、特に策定過程が非常に大事だということ、私どもも、また企画部会の委員の方々とともに徹底した検証ということをやったということだと思っております。

その上で、今の置かれている状況という中でこういった形での基本計画にしていくべき

かということになってきたわけですが、私どもして、基本計画が定まったからそれでおしまいということではなくて、これをもとにどう農政を展開していくのか、具体的な施策というものに、どうまさにそれを進めていくのかということが何よりも大事だというふうに思っています。

また、当然、金科玉条のようにして棚に上げて、5年に一回の要は神棚に毎年おまつりする程度でということではなくて、それをもとにやはり現実施策との間のどういった管理が行われるかと、まさにPDCAということになるわけですが、それをしっかり回していくということでないとした計画にならないということだと思っています。

前回の基本計画に関しての様々な評価があったわけですが、そこから出た今回の基本計画の策定ということが、やはりそれに評価を途中でしたものに、かなったものになっていなきやいかんということで、私どもとしてはこの計画が策定された以上、それをまずは国民の方々に丁寧にご説明をし、また途中過程でも、先ほど山口委員からもありましたけれども、様々な課題があります。そういったものについてしっかりと、途中段階でも進行状況の検証ということに努めていかなければいかんということを改めて感じた次第でございます。

やや所感めいた話で恐縮でございますが、そのようなことをご意見を受けとめさせていただければというふうに考えた次第でございます。

○生源寺会長 ありがとうございます。

今ご発言いただいた皆様、よろしゅうございますね。

それでは、以上をもちまして基本計画についての審議は終了といたしたいと思えます。

基本計画の変更につきまして、当審議会として答申することになるわけでありましてけれども、私のほうで用意した答申案をお配りいたしたいと思えます。

(答申案配付)

○生源寺会長 よろしいですか。

答申でございますけれども、食料・農業・農村基本計画については別紙のとおり定めることが適当であると、こういうことにいたしたいと思えます。

なお、ここでいう別紙というのは、先ほどの案の資料の1-2のことを指しております。ということでいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご異議なしということで承知いたしました。

なお、閣議決定までの間に若干の文言の修正が必要となった場合には、これは会長一任ということにさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そんなことはないようにと願っておりますけれども、誤字脱字とかいうことが全くゼロであるとは言い切れない面もあるかと思えます。ありがとうございました。

それでは、今お配りいたしました答申案を当審議会の決定とし、後ほどこの答申を農林水産大臣に提出させていただきたいと思えます。

それでは、食料・農業・農村基本計画に関連する品目別の基本方針等についても見直しに向けた検討が行われておりますので、参考として、その状況についてご報告をお願いしたいと思います。

それでは、生産局からということになりますでしょうか。

○生産局長 生産局長でございます。

お手元の資料8をご覧くださいと思います。

資料8の表紙に、7本の基本方針の概要を整理してございます。これは、いずれも法律に基づきまして大臣が定める方針でございます。それぞれ今、会長からお話がございましたように、品目ごとに定めることになってございまして、この企画部会でご議論いただいております基本計画と整合性をとりながら、その基本計画で定められた方向に沿ってその細目を定めるということになってございます。

この中で、例えば一番上の酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、酪肉近と称していますが、これにつきましては本審議会の畜産部会で、昨年2月以降、11回に及ぶ審議をしておおむねご了解いただいているということでございますし、3の家畜改良増殖目標も、同様に畜産部会でご議論いただいております。

また、4の米穀の新用途への利用については食糧部会、それから5の果樹農業振興基本方針については果樹部会でのそれぞれご議論いただいた上で、現在最終的な詰めを行っているというところでございます。

今日は時間が限られておりますので、それぞれの方針の概要を1枚の紙で整理してございますので、順次ポイントをご説明したいと思います。

2ページをお開けいただきたいと思います。

これは、酪肉近でございます。左の欄にこの課題が整理されてございます。酪農・肉用牛生産の課題は人、牛、エサと3つ大きな課題があると考えてございまして、まず一番上

の「人」でございますけれども、高齢化ですとか後継者不足ということで、戸数が減少し、また、字が小さくて恐縮でございますが、労働時間が非常に増加傾向にあるということで、労働過重が問題になっているという状況でございます。

これに対しまして右の欄、施策の方向でございますけれども、例えば新規就農者の確保という点では、離農農家の経営資源を円滑に継承していくという形で、ハードルを低くしていくといった方向、取組を進めていきたいと考えてございます。また労働過重の問題につきましては、搾乳ロボットなどの技術を活用して省力化すとか、またコントラクターという粗飼料を生産する外部化組織、またはTMRセンターという混合飼料を作る組織といったものを使って分業化しながら労働負担の軽減を図っていくという方向を示してございます。

次が「牛」ということでございますけれども、生乳、酪農につきましても、最近、乳用牛頭数が減少傾向にございまして、生乳生産量が減少傾向で推移してございます。また、右側の折れ線グラフでございますけれども、これは和牛の子牛価格なり、子牛を生産する雌の頭数を示してございますけれども、繁殖用雌牛の飼養頭数が減少した結果、子牛の価格が非常に高くなってございまして、肥育農家の経営を圧迫しているという状況にございます。

それに対しまして、右側でその対応の基本方向を示しているわけでございますけれども、例えば真ん中にごございます精液の性判別技術といったものとか、受精卵移植といったものを使いまして乳用後継牛を確保して、一方でホルスタインの空いた腹を使って和牛の子牛の生産の拡大をするといった形で基盤の強化を図っていきたいと考えてございます。

また、生産性の向上という点では、乳用牛につきまして供用期間の延長ということで、現在3.5産次で除籍されておりますが、4.3という形で延ばすことによって生産性を図るとか、また肉用牛について言えば、肥育期間を短縮して飼料費を低減するという形で生産性の向上を図っていきたいと考えているところでございます。

3点目、「エサ」の関係でございます。酪農・肉用牛生産、いずれも総生産コストの4割を飼料価格が占めておりまして、近年の国際的な飼料価格の上昇が経営に大きな影響を与えているところでございます。そういった中で国産の粗飼料生産を拡大していくということが一つの解決策でございまして、先ほどございましたようにコントラクターなどの活用による高品質・低コストな粗飼料生産、それから飼料用米、先ほど山口委員からもご指摘がございましたが、飼料用米というものを使って、国際価格の変動に左右されない形の

飼料の確保を図っていくということです。

それから、3点目として放牧の推進ということで、酪農・肉用牛についても、例えば肉用繁殖牛を荒廃農地に放牧するというような形でその飼料費を低減するとともに、農地の有効利用を図るといったことを努めてまいりたいと考えてございます。

一番最後、左下が需要でございますけれども、最近の趨勢といたしまして、乳製品についていいますと、チーズや発酵乳のヨーグルトの生産量が右肩上がりになっております。これは、消費者の健康志向の高まりということが背景にあるかと思っております。

また、牛肉につきましては、和牛を中心としまして海外での評価が高まっておりまして、26年は過去最高の輸出量を記録いたしてございます。こういった好機を生かして、これからは輸出戦略の中で牛肉について申し上げれば、例えばハラール認証を取得してイスラム圏もターゲットにするということも含めて、しっかり需要を捉えてまいりたいと考えているところでございます。

真ん中の欄に、四角の箱の中に37年度の目標がございまして、これにつきましては基本計画に書いてあるものでご議論いただき、決定されたものをここに記してございます。ただ、右下のところにあります流通の合理化のところは基本計画では触れられておりませんが、この酪肉近の中で、乳業につきましても、食肉処理施設につきましても再編合理化の目標を定めまして、消費者、生産者いずれもメリットを感じるようなコスト低減を図っていきたいというふうに考えてございます。

この酪農及び肉用牛の生産の振興のために、平成26年度補正予算から畜産クラスターという新しい概念を提案しまして、地域の畜産に係る耕種農家ですとか、コントラクターですとか、TMRセンターですとか、JAとか、あと自治体、こういったものが知恵を絞って地域の中心的な酪農家、肉用牛生産農家の所得の向上を図っていこうという計画を作って、それに対して農林水産省も施設整備や機械の整備で応援しようという仕組みを作っております。そういったものを活用しながら、酪農・肉用牛生産の振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページをお開けいただきたいと思います。

同じく、畜産でございますが、養豚でございます。養豚につきましては、昨年の通常国会で養豚農業振興法というものが成立いたしまして、今回が最初の基本方針でございます。

課題といたしまして、まず左にございますような生産コストの削減ということにつきましては、規模拡大もございまして、もう一つは、飼料コストの低減という観点から、左側

の中段にございますように、エコフィードといったものを利活用していくということや、飼料用米を活用していくということもあろうかと思っております。養豚につきましては、先ほど牛の生産コストの4割がエサと申しましたけれども、養豚の場合には6割がエサのコストでございます、飼料のコストをどう削減していくのかというのが大きな課題ということでございます。

この中で、豚が丼に盛られた米を食べている写真がございますけれども、豚は米を給与することによりまして肉質が改善する効果が認められておりまして、具体的にはオレイン酸が豊富な肉ができるということで、市場におきましても通常の豚よりも高い価格で取引されています。そういったことで豚肉の差別化を図っていくということも一つの所得向上の手段ではないかと考えているところでございます。

さらに、黒豚といったブランド豚を飼育することによる高付加価値化ということが大きな課題です。肉用牛の場合には和牛という貴重な資源があるわけがございますけれども、豚につきましてはなかなか諸外国の豚との差別化が難しいという中で、先ほどご説明しましたエサ米とか、あとはホエイもございますけれども、そういったものを給与することによって肉質の差別化を図っていきたいと思います。

こういった肉質の差別化を図る観点から、右下の2つ目の箱にございますように、「豚肉の品質格差を客観的に示す研究を行い」ということで、こういったエサによってどういう肉質に差ができるかということの研究なども行いながら、その違いを消費者にアピールしていこうということも努めてまいりたいと考えています。

それから、豚につきましては、左下にございますように、畜産環境問題、大変大きな問題でございます。養豚農家と一般市民の方々の混住化が進む中で、特に養豚につきましては悪臭とか水質汚濁問題、これに対する解決が不可欠でございます、こういったものにつきましても、右側にございます豚の飼養衛生管理の高度化という欄にございますように、例えば光触媒などの技術なども使いながら臭気、汚水対策などもしっかりとっていただいて、地域住民の理解のもとに養豚の振興を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、4ページでございます。

家畜改良増殖目標については、これも法律に基づきまして5年おきに制定してございます。

ここでは4つの課題というものをこの箱で示してございます。まず、左上でございませ

けれども、農家の経営を支える長命で生産性の高い家畜づくりを進めますということで、この左側のグラフは、乳用牛の乳量の推移というものを線グラフで示したものでございます。こういう短期間に高い乳量が期待できる牛よりも、ある程度長期間、安定的に乳量が出る牛のほうがストレスもかかわらず、エサも節約できると。それから、先ほどご説明しました産次の点でも長期間使えるということで、長い目で見ますと生産性が高いということでございます。こういったものの改良を進めてまいります。

それから、その右側にDNAを模式化した図がございますけれども、これは遺伝子組み換えという意味ではございません。遺伝子レベルで家畜の能力を解析して、家畜の改良を加速化していこうということでございます。

それから、右側の四角でございますけれども、飼養管理の高度化などにより、繁殖性や飼料効率の向上を図るということございまして、この家畜改良増殖目標というのは単に遺伝的な改良だけではなくて、飼養管理についても記述しているわけでございます。例えばICT技術なども使いながら繁殖管理を徹底することとか、アニマルウェルフェアに配慮した飼養を行うということ、それから、牛の分娩間隔の短縮を図っていくということも記述されてございます。

さらに、左下でございますけれども、多様な消費者ニーズに応える品質の高い畜産物の提供ということで、肉用牛については適度な脂肪交雑の和牛の育成ですとか肥育期間の短縮化、それからエコフィードや飼料用米を使った特色ある畜産物づくりといったものですか、右下にございますような、我が国の強みを生かした特色ある畜産物づくりということで、牛肉についてのおいしさの指標化といったものに取り組みます。真ん中は豚肉でございますけれども、ロース芯の脂肪含有量を高めるといった改良、それから鶏につきましては、地域の特色ある地鶏の振興といったものを図っていこうということが記述されているところでございます。

○生源寺会長 資料の説明の途中でございますけれども、間もなく林大臣が到着されるということでございます。ここで一旦資料のご説明を中断し、答申の後、また再開ということにいたしたいと思っております。

ただいま林大臣がご到着になりましたので、これより答申を行いたいと思っております。答申書をお渡ししたいと思っております。

農林水産大臣、林芳正殿

食料・農業・農村政策審議会会長、生源寺眞一

食料・農業・農村基本計画の変更の諮問に対する答申について

平成26年1月28日付、25政第208号をもって諮問のあった食料・農業・農村基本計画の変更について、下記のとおり答申する。

記

食料・農業・農村基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。

以上でございます。よろしく申し上げます。

それでは、ここで大臣から一言ご挨拶を頂戴いたしたいと思えます。

○林農林水産大臣 ただいま答申をいただきました。心から御礼を申し上げたいと思えます。

思い返しますと、今会長からお話がありましたように、私自身が前任の時にご諮問をさせていただきましてから1年以上、長期にわたりまして大変熱心なご議論をいただきましたことに、重ねて御礼を申し上げたいと思えます。

我が省といたしましては、新しい食料・農業・農村基本計画、これに基づきまして総力でこの施策の改革を進め、特に若い方々が希望を持っていただけるように強い農業、そして美しく活力ある農村、これを実現してまいりたいと、こういう覚悟を決めておるところでございます。

その際、食料・農業・農村に関する政策は、そもそも国民の皆様の生活に密接に関わる分野でもございますので、その推進に当たっては、国民のご理解とご支持を得ることも十分意を尽くしてまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

委員の皆様方の今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜ることをお願い申し上げ、簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○生源寺会長 大臣、どうもありがとうございました。

ここで、林大臣は公務のため退席されます。どうもありがとうございました。

(農林水産大臣退席)

○生源寺会長 恐れ入りますが、ここでカメラはご退室お願いいたします。

(カメラ退室)

○生源寺会長 それでは、中断しておりましたご説明を、事務局、生産局からお願いいたします。

○生産局長 引き続き、説明させていただきます。

先ほどの資料の5ページをお開けいただきたいと思います。

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針ということで、これも平成21年に法律が制定されまして、その利用の促進に関する方針を定めてございます。生産数量につきましては、基本計画で米粉用米には10万トン、飼料用米については110万トンという生産努力目標を設定していただきましたけれども、その利用を推進するためにどうしたらいいかということがここに記載されているわけでございます。

まず、左側の現状と課題でございますけれども、米粉用米につきましては、21年から本格的な取組が行われた後、生産量は伸びたわけでございますけれども、その後、利用が十分進まなかったということもあって、最近では生産が減少傾向でございます。ただ、この折れ線グラフの利用量を見ていただきますと右肩上がりになってございます。これは後ほどご説明します新技術もございまして、最近では過去の在庫を取り崩しながら利用が進んでいるという状況でございます。

米粉用米の利用の問題点がその下でございますけれども、やはり米は小麦と違いまして、非常にガラス質で硬度が高いということで、製粉コストが非常に高くなってございます。その結果、製品価格もなかなか小麦粉並みにならないということがこれまで利用が進まなかった大きな要因になっていたわけでございますけれども、近年、いろいろ新技術も開発されていまして、右の欄を見ていただきますと、コメネピュレと米ゲルという写真がございまして、コメネピュレは米を蒸気過熱処理をしまして、遠心調理機でピューレー状にするということでございまして、これは既に実用化されまして、コメネピュレを使った食パンなども市場で販売されているということでございます。

このポイントは、粉にしなくても粒のまま蒸気過熱をすればこういったピューレー状になって、かつ小麦粉と混ぜやすいということで実用化が進んでいる状況でございます。

右側でございます米ゲルというのは、現在開発段階でございますけれども、これも炊飯をした後、高速攪拌をして米をゼリー状にするということで利用の利便性を高めていくということでございます。米粉につきましては、小麦粉に比べまして保湿性が高いということで、実際パンなどに加工いたしますともっちりとした感じが長期間継続するという点が市場で評価されているというふうに聞いております。こういった新技術も活用しながら米粉用米のさらなる利用促進を図っていきたいと考えています。

飼料用米の課題が左下でございますけれども、飼料用米につきましては、生産コストの低減ということが非常に大事でございまして、主食用米については、やはり食味というのが重要視されるものですからいろいろな制約がございまして、飼料用米につま

しては収量をいかに上げていくのかということでございます。そういった観点からの品種の改良ですとか、それから製品技術とか、生産コストを下げるということに加えて、ここに記載されていますのは流通コストをどう下げていくのかということや、それから畜産農家でのいろいろなエサに加工する機械の導入ですとか、それから給与技術といったものが大きな課題になっているということでございます。

右側のほうにその対応策ということで、先ほどの写真の下にところに、飼料用米について、畜種に応じた効果的な給与技術の普及ということで、例えば鶏向けですと、これは鶏は砂肝がありますので、もみすりせずに粒のもみ米をそのまま給与することが可能ですし、また牛や豚向けには消化性を向上させるという観点から、圧ぺんするという形で加工することによって利用しやすい形に加工するというのもございます。

それから、その下に流通・加工コストの低減とございますけれども、通常、主食用米は紙袋やフレコンで流通してございますが、エサ米については、そういった配慮は必要ございませんので、バラで流通させることによってコストの低減を図っていくということもその対応策だろうと考えてございます。こういった形で、生産努力目標達成に向けて努力してまいりたいと考えてございます。

6 ページでございます。

果樹の関係でございます。これも左側に現状が整理されてございます。

まず、果樹の需給構造をご説明申し上げますと、細かくて恐縮でございますけれども、国内需要全体の約4割が国産果実、6割が輸入果実でございますして、その6割の輸入のうち、また6割が加工品、ジュースなどに向けられているという需要構造になっているということでございます。

ですから、国産のシェアを拡大していくためには、現在輸入の6割を占めています加工向けの部分でどうやって国産のシェアを確保するかということが大きな課題ということでございます。

続きまして、現状の2つ目でございますけれども、これは果実の摂取量を年代ごとに棒グラフにしたものでございます。見ていただきますと、比較的若い方々とか高齢者の方々は多くの果実を摂取されていますけれども、20代から50代ぐらいがちょっと消費が落ち込んでいます。果実につきましてはなかなか食べづらいと、むいたり、加工したりしなければならないというところがあるため、働き盛りの方々の需要が伸びていないということではないかと考えてございます。

それから、3つ目の課題といたしまして、規模別の農家数の割合でございます。他の土地利用型作物とも共通する課題かと思いますが、高齢化が進んでいるということもあって、なかなか規模の大きな方々が、例えば2ヘクタール以上ですと15%にとどまっているということでございます。その下の帯グラフに経営者の年齢別のシェアがございますが、現在、60歳以上が7割を占めています。特に果樹につきましては、ミカンなどはやはり傾斜地での農作業ということもございますので、なかなか労働負荷が大きいということで、どうやって農家が高齢化する中で労働力を確保するかということが大きな課題になっているところでございます。

それから、一番左下でございますけれども、輸出のグラフでございます。これを見ていただきますと、生鮮果実で見えておりますが、26年は125億円と、大宗がリンゴで占められているということでございます。24年は震災の影響で落ち込んでおりますけれども、順調にその輸出が伸びているという状況でございます。

それに対しまして、右側の施策の方向でございますけれども、高品質の果実を生産するため、これまでは産地間で競争しておりましたけれども、産地間で連携したり、消費とか加工・流通、そういったところとの「連携」ということをキーワードに進めていきたいと考えてございます。

それから、消費面での対策の推進ということで、新しい需要を創出するため、右側にリンゴを使ったメニューの例などもございますが、こういった様々な活用方法を用いて新需要を創出するとか、機能性をアピールするとか、あるいは原料原産地表示を活用するといったことで、消費者にアピールしていくということがあると思います。

それから、生産面の対策ということでは、新品種、優良品種への転換の加速化があります。右側にシャインマスカットという、最近種なし、皮ごと食べられるブドウが大変高い評価を得られてございます。そういった消費者から高く評価される新品種の方へ転換を進めていくということも課題だろうと思っております。

それから、輸出面の対策ということで、これは他の品目も共通でございますけれども、オールジャパンでその輸出に取り組むということで、産地間と連携しながら周年供給を進めることなども含めて輸出に取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、流通・加工面というところでは、インターネット販売とかコールドチェーン、それから最近はコンビニなどでカットフルーツなどがよく売られておりますけれども、そういった加工方法などを工夫しながら需要を捉えてまいりたいと考えています。

続きまして、7ページでございます。

花卉の関係の基本方針でございます。これも養豚と同様、昨年の通常国会で振興法が成立しまして、今年が初めての基本方針の制定でございます。

左側に課題が書いてございますけれども、例えば生産のところを見ていただきますと、最近外国からの切り花の輸入も増えておりまして、大体切り花の25%ぐらいは輸入物となっています。そのところを何とか国産のほうで取り戻していくということで、3つ目の流通のところがございますように、国産品の強みを生かすという観点から、鮮度、日もちのよさ、こういったものを生かして、産地、市場、小売店でコールドチェーンを整備していくということも大事ではないかと考えてございます。

それから、花卉も、盆栽なども含めまして、大変アジア新興国で評判がよいございますので、現在、平成25年の数値が入ってございますが、100億円の輸出がございまして、こういったものも伸ばしてまいりたいと思っております。

それから、研究面では、花卉は他の土地利用型作物と違いまして、民間や個人育種家の育種が大変盛んでございます。そういったものを支援してまいりたいと考えてございます。

また、最後に文化とございますけれども、生け花とか盆栽とか、また我が国の和食ともコラボしながら、文化面での特徴といったものも生かしながら花卉の振興を図っていきたいと思います。さらに、2020年、東京オリンピックなども目標にしながら、例えばビクトリーブーケに国産の花を使っただけといたことも念頭に置きながら、様々な夏においても十分安定的な供給ができる国産花卉といったものの開発なども進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、申し遅れましたけれども、3月17日の企画部会で、この一番右上にあります振興の目標につきまして暫定値という形でお示ししましたが、ここにございますような形で調整が了しましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

最後に、8ページでございます。

ちょっとこれは毛色が変わりまして、鳥獣害対策でございます。基本計画にも鳥獣害対策についての言及がございまして、特に中山間地で大きな課題になってございます。この左側でございますように、野生鳥獣による被害の深刻化ということで、25年度は前年に比べますと若干減ってきておりますけれども、やはり200億円程度の被害がございまして、このうち過半がイノシシとシカによる被害ということでございます。

その中で、課題いたしまして、その下の欄でございますように、捕獲の担い手が減少し

ているということで、上のこの棒グラフは狩猟免許交付状況でございますけれども、やはりそういった地域で猟に携わっている方々が減ってきているということがございます。それに対しまして、その下の欄に、鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数でございますけれども、これは鳥獣被害特措法に基づきまして、市町村に猟友会の方々などを中心にしながら鳥獣被害対策実施隊というのを設置していただいて、その方々が中心的な役割になっていただいて鳥獣の捕獲なり防除を進めていただくという取組を進めておりまして、現在、1,000近い市町村で自治体が設置されているという状況でございます。

それから、鳥獣保護法の改正という欄がございますけれども、環境省の所管する法律でございますが、現在、鳥獣保護法は鳥獣保護管理法という法律に名称が変更されておりました。単に鳥獣を保護するだけではなくて、生息数が増え過ぎた鳥獣、具体的にはシカ、イノシシを想定しているというふうに聞いていますけれども、こういったものを適切に管理していくという発想も入った法律に改正されております。農水省としましては、環境省とも連携しながらシカ、イノシシの捕獲といったものを積極的に進めていこうということを考えているところでございます。

最後、左下のジビエの利活用でございます。やはり捕獲を進めていく上で、その捕獲した鳥獣の肉を活用するということが捕獲を促進する意味でも大変重要ということで、その右の欄にございますように、厚労省は野生鳥獣の衛生管理指針を制定しております。それに沿った形で地域において処理加工が進むように、農水省も補助事業で食肉加工施設の整備などを支援しているということでございます。こういった形で中山間地域を中心とした野生鳥獣の被害対策の推進に向けまして環境省と連携しながら、今後とも進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○生源寺会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご報告につきましては、報告として本日は承っておくと、こういうことになろうかと思えます。

それでは、最後に、事務局から何か連絡事項等はございますでしょうか。

○政策課長 ございません。ありがとうございました。

○生源寺会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会はこれにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

17時15分 閉会